



児童扶養手当・特別児童扶養手当4月分から手当額が改定

◆子育て支援課 ☎(☎ 042-460-9840)

ひとり親家庭などの方に支給されている児童扶養手当および中・重度の障害のあるお子さんを養育している方に支給されている特別児童扶養手当(いずれも国制度)の額が、4月分から0.3%引き下げになりました。

◆改定後の額

□児童扶養手当

全部支給…月額4万1,430円
一部支給…月額4万1,420円～9,780円(所得に応じて10円刻み)

※第2子の5,000円、第3子以降1人につき3,000円の加算額は変更ありません。

□特別児童扶養手当

重度障害児…月額5万400円
中度障害児…月額3万3,570円

次の支給要件に該当する方で、まだ申請されていない方は、子育て支援課で申請手続きをしてください。

◆児童扶養手当

□支給要件 18歳に達した日の属する年度の末日以前(一定の障害がある

場合は20歳未満)の次のいずれかの状態にある児童を養育する父または母もしくは養育者(老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合は除く)。

①父母が離婚した ②父または母が死亡または生死不明 ③父または母に重度の障害がある ④父または母が1年以上拘禁されている ⑤父または母に1年以上遺棄されている ⑥婚姻によらないで生まれた(認知した父の扶養がある場合は除く)

なお、昭和60年8月1日以降支給要件に該当し、平成15年4月1日現在5年を経過している方は時効により手当の請求をすることができません。

□支給制限 次の状態にある場合は該当しません。

①児童が父または母の死亡により遺族年金などを受給している ②児童が里親に委託されていたり、児童福祉施設などに入所している ③児童が父または母と生計を同じくしている ④児童が母または父の配偶者(※事実上の配偶者を含む)と生計を同じくしている

⑤請求者または児童が日本に住所を有しない

※事実上の配偶者とは、異性の住民票が同居にある場合や定期的な訪問、生活費の補助などを受けている場合を含みます。

□手当の支給・所得制限

申請のあった翌月分から支給開始となり、年3回(4月・8月・12月)4カ月分ごとの支払いとなります。

受給者本人および同居の扶養義務者の所得制限(別表1・2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

□注意 手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給していると、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただくことになります。また、受給資格がないにもかかわらず、偽りそのほかの不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処することがあります。

◆特別児童扶養手当

□対象 20歳未満の中・重度の障害(おおむね愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級、4級の一部程度、および日常生活に著しい制限を受ける状態の精神障害)のある児童を養育している父または母または養育者。

手帳をお持ちでなくても指定の診断書により、申請することができます。

児童が施設入所している場合、児童の障害を支給事由とする公的年金を受けることができる場合は支給されません。

□各手当共通

各手当は、申請のあった翌月分から支給されます。所得が限度額以上の時は、支給が停止されます。

(別表1・2参照)



別表1 平成24年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表
(平成23年中の所得・平成24年8月分～平成25年7月分手当に適用)

扶養人数	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者	本人	配偶者、扶養義務者
	全部支給	一部支給			
0人	19万円	192万円	236万円	459万6,000円	628万7,000円
1人	57万円	230万円	274万円	497万6,000円	653万6,000円
2人	95万円	268万円	312万円	535万6,000円	674万9,000円
3人	133万円	306万円	350万円	573万6,000円	696万2,000円
4人以上	1人増すごとに加算38万円			1人増すごとに加算21万3,000円	
1人につき加算	特定扶養または19歳未満の控除対象扶養親族 15万円 老人扶養 10万円	老人扶養6万円(老人扶養のみは2人目から)	特定扶養または19歳未満の控除対象扶養親族25万円 老人扶養10万円	老人扶養6万円(老人扶養のみは2人目から)	

※手当の受給者が父または母の場合、監護する児童の母または父から、受給者または児童が受け取る養育費について、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

別表2 所得から控除できる額

種別	児童扶養手当		
	受給者(父または母)	受給者(養育者)、配偶者、扶養義務者、孤児などの養育者	特別児童扶養手当(本人・配偶者など共通)
社会保険料相当額	8万円	8万円	8万円
障害・勤労学生控除	27万円	27万円	27万円
特別障害者控除	40万円	40万円	40万円
寡婦(夫)控除	0	27万円	※27万円
寡婦特別加算控除	0	8万円	8万円
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額

※配偶者は寡婦(夫)控除なし

シニアルーム

シニア世代向け情報
※市からの連絡帳もご覧ください。

85歳以上の方へ スポーツ施設年間フリーパスを発行

□対象施設 スポーツセンター(プール・トレーニング室・ランニング走路)、総合体育館(トレーニング室)

※上記施設での利用料金が無料になります(平成25年3月31日まで有効)。

対 市内在住で85歳以上の方(健康で医師などからの制限がなく、運動可能な方)

申 スポーツセンター・きらっと・総合体育館いずれかの窓口で、住所・年齢の確認できるもの(運転免許証・保険証・住民基本台帳カード[※])を提示してください。

問 西東京市スポーツセンター(☎ 042-425-0505)

◆スポーツ振興課 ☎(☎ 042-438-4081)

スポーツ施設の利用が無料に〈シルバー月間〉

下記の日程で、「シルバー月間」を実施します。

時 6月1日(金)～29日(金)

※月～金曜日の午前9時～午後3時入館まで(午後3時以降と土・日曜日、祝日は有料)

※6月5日(火)は休館日のため、利用できません。

※温水プールは6月4日(月)～8日(金)の間、水抜き点検のため利用できません。

対 65歳以上の市内在住で運動可能な方

場 スポーツセンター・きらっと・総合体育館

内 ①プール・トレーニング室の無料利用 ②プール・フロア教室の無料参加(教室については下表参照)

□利用・参加方法 利用時に「24年度西東京市シルバーウィーク参加カード」を提示 ※「23年度西東京市シルバーウィーク参加カード」をお持ちの方はカードと住所がわかるものを利用施設へご持参ください。24年度用のカードを作成します。

カードをお持ちでない方は、初回のみ本人確認書類(住所・年齢のわかるもの)をご持参ください。同カードは年度を通していつでも作成可能です。

※各教室については、5月25日(金)までに、各館の窓口またはスポーツセンターへ電話で申し込み(申込多数の場合は抽選)。

問 西東京市スポーツセンター(☎ 042-425-0505)

	教室名	場所	日時	定員	
プール	水中筋筋運動 ①	スポーツセンター 温水プール	6月14日(木)	午後1時50分～2時50分	各25人
	ウキウキ水中運動 ②		6月29日(金)		
フロア	ワクワク健康体操	③ スポーツセンター	6月12日(火)	午前9時30分～10時30分	各20人
			6月21日(木)		
		④ きらっと	6月15日(金)		
		⑤ 総合体育館	6月18日(月)		
		⑥ 6月27日(水)			
⑦	⑧ きらっと	6月4日(月)			